

トピック
Topic
(きらめき創造館)で
公開生放送!

インターネットテレビ

富田林テレビ開局

愛称 とんテレ

毎月最終水曜日、午後6時より生放送!(1時間30分程度)

※年内放送日は、11月29日(水)、12月27日(水)を予定。
第1回目の放送の様子は16ページをご覧ください。

「富田林のアレコレを知って好きになる」 そんな情報を発信します!

本市では「シティセールスにかかる包括連携協定」を締結したプロサッカークラブ「F C大阪」と、同協定にかかる取り組みの一環として、10月より「富田林テレビ(愛称=とんテレ)」の放送を開始しています。

■放送内容

地域愛醸成を目的とした、市民をはじめ地域の団体や企業などをゲストに迎えて富田林の魅力を話してもらうコーナーや、本市の知名度向上を図るため、市のイベントや取り組みなどをPRするコーナーなど盛りだくさんの放送内容となっています。



●「とんテレ」の視聴方法

インターネットテレビ「FRESH!」(国内メディア最大の動画サイト)からご覧いただけます。

■アクセス方法

・アドレス (<https://freshlive.tv/tondabayashi-city>) を直接入力

・右図QRコードを読み取る



※アプリでの視聴方法など詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「都市魅力創生課」をご覧ください。

※視聴は無料ですが、視聴にかかる通信料は視聴者負担となります。

TONDABAYASHI

問い合わせ 都市魅力創生課 (内線424)

本市では、結婚を真剣に考える若者世代に出会いの場を提供し、結婚へのきっかけとしていただくとともに、将来結婚された際には、優良な居住環境の下で安心して子育てができる本市への定住を働き掛けるため、本市主催の婚活パーティーを29年度中に5回開催します。

第4回

婚活パーティー を開催します

恋するクッキングde婚活★
～温かい家庭料理編～in 富田林



このたび、第4回目のパーティー「恋するクッキングde婚活★～温かい家庭料理編～in富田林」を次のとおり開催します。ので、ぜひご参加ください。

とき 30年1月21日(日)、午後1時30分～受け付け

ところ 中央公民館

対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳までの人

定員 男女各20人程度

参加費 男性3000円、女性1000円

申し込み 12月8日(金)、午前11時～、㈱エクシオジャパン(受託事業者) ☎050(5531)9451へ

(申し込み先着順)

※必ず参加者本人が申し込んでください。

※㈱エクシオジャパン申し込み専用ホームページ https://www.exeo-japan.co.jp/ex_special/180121_tondabayashi/ から申し込みできます。

※電話で申し込む場合は、まず「富田林市の婚活パーティー」の申し込みである旨をお伝えください。

※その他詳しくは、㈱エクシオジャパンホームページ <https://www.exeo-japan.co.jp/> をご覧ください。

※事業に関するお問い合わせは都市魅力創生課(内線420)へ。

○印は業務日

施設名など	とき	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	30 (土)	31 (日)	1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)	6 (土)
市役所・金剛連絡所		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
市役所日曜窓口		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
休日急病診療 ※ 1		—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
富田林病院（外来診療）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
保健センター		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
水道お客様センター		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
人権文化センター・児童館		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
T o p i c（きらめき創造館）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
すばるホール ※ 2		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
レインボーホール（市民会館）※ 3		○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
総合福祉会館（社会福祉協議会）※ 4		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
かがりの郷 ※ 5		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
けあばる ※ 6		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
農業公園サバーファーム		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
にこここ市場		○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
レインボーバスの運行		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※ 7		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
きらめきファクトリー		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○

年末年始の 業務案内

※市役所の業務は、
年末が12月28日(木)まで、
年始は1月4日(木)からです。

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月28日(木)、30年1月4日(木)は午後5時30分で閉館します。

※3 12月28日(木)は浴場の利用はできません。

※4・※5 12月28日(木)、30年1月4日(木)は浴場の利用はできません。

※6 介護老人保健施設は12月29日(金)～30年1月3日(木)は面会できますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※7 12月29日(金)～30年1月3日(木)も墓参りはできます。

金剛連絡所の業務案内

金剛連絡所では次の業務を実施しています。

■主な業務内容

- ・住民票の写し、印鑑登録証明書、市・府民税証明書など各種証明書の発行
- ・住民異動（転居・転入・転出）の手続き（マイナンバーカード、住民基本台帳カード）を持っている人の転居・転入の手続きは金剛連絡所ではできません
- ・国民健康保険の加入・喪失の手続き
- ・医療費助成などの申請の受け付け

※その他の取り扱い業務など詳しくは、お問い合わせください。

金剛連絡所2階ホールのご利用を

金剛連絡所では、2階の大・小ホールの貸し出しを実施しています。

午前9時～午後9時の間1時間単位で利用が可能です。利用料金や申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 金剛連絡所
☎(29)1401

新しい民生委員・ 児童委員が決まりました

民生委員・児童委員として、10月1日付で次の人が委嘱されました。

◇寺池台五丁目400番4
11棟・18番23番

那谷 千枝子さん ☎(28)3493

◇川西小学校区（主任児童委員）

藤井 佳江さん ☎(8)0903866
6239

《担当地区の変更》

府営清水住宅の民生委員・児童委員の担当地区が、左表のとおり変更になりました。

担当者	担当地区	
	変更前 →	変更後
西 志津子さん ☎(23)2669	同住宅 1～4棟	同住宅 1～4棟・ 6棟
上者 昌子さん ☎(25)0287	同住宅 5～8棟	同住宅 5棟・ 7～11棟

問い合わせ 地域福祉課
(内線283)

年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。
※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ		30年1月4日(木)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(休)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月28日(木)まで、年始は30年1月4日(木)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月29日(金)まで、年始は30年1月5日(金)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月30日(土)まで、年始は30年1月6日(土)から				
粗大ごみ		30年1月4日(木)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(休)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。				
資源ごみ	カン・ビン、ペットボトル、 プラスチック製容器包装、 牛乳パックなど	30年1月4日(木)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(休)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。				
収集地域		粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・カ行	旭ヶ丘町、粟ヶ池町、梅の里、川面町、喜志町(大字含む)、喜志新家町、木戸山町	1/3(休)→12/30(土)				
	嬉、彼方、寿町		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	川向町		1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)		
	甘南備、久野喜台		1/3(休)→1/10(休)	1/3(休)→1/10(休)		
	甲田	1/3(休)→12/30(土)	1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)		
	向陽台				1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)
	小金台				1/3(休)→1/10(休)	1/3(休)→1/10(休)
	金剛錦織台、金剛伏山台	1/1(祝)→12/29(金)				
	西条町、桜井町、通法寺町	1/3(休)→12/30(土)				
	桜ヶ丘町、新家一丁目	1/3(休)→12/30(土)	1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)		
サ・タ行	佐備、寺池台一丁目		1/3(休)→1/10(休)	1/3(休)→1/10(休)		
	清水町				1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)
	昭和町		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	新家二丁目、常盤町		1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)		
	新堂(PLのみ)	1/2(休)→12/26(休)				
	高辺台				1/3(休)→1/10(休)	
	谷川町、富田林町				1/2(休)→1/9(休)	
	津々山台				1/3(休)→1/10(休)	1/3(休)→1/10(休)
	寺池台二～四丁目	1/1(祝)→12/29(金)				
	中野町(大字含む)、中野町東				1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)
ナ・ハ行	中野町西	1/3(休)→12/30(土)			1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)
	楠風台		1/3(休)→1/10(休)	1/3(休)→1/10(休)		
	西板持町、東板持町		1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)		
	錦ヶ丘町	1/3(休)→12/30(土)	1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	平町	1/3(休)→12/30(土)				
	藤沢台				1/1(祝)→1/8(祝)	
	伏見堂、不動ヶ丘町、富美ヶ丘町		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	本町				1/2(休)→1/9(休)	
	南旭ヶ丘町、宮町	1/3(休)→12/30(土)				
	宮甲田町	1/3(休)→12/30(土)	1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)		
マ・ヤ・ラ・ワ行	美山台				1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)
	山手町、龍泉		1/3(休)→1/10(休)	1/3(休)→1/10(休)		
	横山、若松町西		1/1(祝)→1/8(祝)	1/1(祝)→1/8(祝)		
	若松町一丁目	1/3(休)→12/30(土)			1/2(休)→1/9(休)	
	若松町二～五丁目				1/2(休)→1/9(休)	
	若松町東				1/2(休)→1/9(休)	1/2(休)→1/9(休)

年末年始のごみ・し尿収集日
ごみは12月30日(土)まで
通常どおり収集します

問い合わせ 衛生課
(内線144～146)

年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイトの各課のページ「衛生課」に掲載しています。
※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域		し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/27(※)、1/12(金)	ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	12/21(※)、1/9(※)
	旭ヶ丘町	12/21(※)、1/6(土)		中野町	12/20(※)、1/5(金)
	嬉（桜ヶ丘）、彼方	12/25(月)、1/11(※)		中野町西	12/26(※)、1/10(※)
	嬉（桜ヶ丘除く）、喜志新家町	12/22(金)、1/10(※)		西板持町（柏木住宅）	12/22(金)、1/6(土)
	上佐備、甘南備	12/21(※)、1/9(※)		西板持町（柏木住宅除く）	12/19(※)、20(※)、1/5(金)、6(土)
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	12/18(月)、1/4(※)		錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/18(月)、30(土)、1/17(※)
	川向町	12/19(※)、1/5(金)		錦織（大字）、伏山（聖ヶ丘含む）	12/27(※)、1/13(土)
	甲田（北甲田含む）	12/26(※)、1/9(※)		錦織北	12/26(※)、1/9(※)
	寿町（青山台）	12/18(月)、26(※)、30(土)、1/10(※)		錦織中・東（笹原町含む）・南、伏見堂（青山台）	12/26(※)、1/12(金)
	寿町（青山台除く）	12/20(※)、1/5(金)		平町	12/23(※)、1/11(※)
サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	12/18(月)、1/4(※)	マ・ヤ・ラ・ウ行	伏見堂（青山台除く）	12/22(金)、1/10(※)
	桜ヶ丘町	12/23(※)、25(月)、1/9(※)		別井	12/18(月)、1/4(※)
	下佐備、廿山	12/21(※)、1/9(※)		本町	12/27(※)、1/12(金)
	昭和町	12/16(土)、29(金)、1/15(月)		南大伴町	12/20(※)、1/6(土)
	新家	12/27(※)、1/12(金)		宮甲田町	12/27(※)、1/12(金)
	須賀（大字含む）	12/27(※)、1/13(土)		宮町	12/16(土)、18(月)、19(※)、29(金)、30(土)、1/4(※)
	谷川町	12/21(※)、1/5(金)		山中田町	12/19(※)、1/5(金)
	常盤町（国道筋）	12/22(金)、23(※)、25(月)、1/6(土)、8(※)、9(※)		横山	12/25(月)、1/11(※)
	常盤町（国道筋除く）	12/20(※)、1/4(※)		龍泉	12/21(※)、1/9(※)
	富田林町	12/16(土)、22(金)、29(金)、1/6(土)		若松町	12/20(※)、21(※)、1/4(※)、5(金)
		若松町西	12/26(※)、1/10(※)		
		藤野ミゼット車収集地区	12/18(月)、1/4(※)		
		阪南ミゼット車収集地区	12/27(※)、1/12(金)		

歳末特別警戒を実施

みんなで 力をあわせて
安全・安心まちづくり



年末年始は、現金を狙ったひったくりや飲酒の絡んだ暴力事件、空き巣などの侵入犯罪の被害が多発することが予想されます。

12月の歳末特別警戒期間中には、警察や防犯委員会、町会（自治会）などによる街頭啓発活動や夜警が市内各所で実施され、犯罪の被害防止を呼びかけます。

皆さんも次のようなことに注意して、被害を防止しましょう。

● ひったくりなどの被害防止

- ・ 手荷物は車道と反対側にしっかりと持ち、自転車のカゴにはひったくり防止カバーを付けましょう。
- ・ 昼夜にかかわらず、人通りの多い明るい道を選びましょう。



● 自動車盗、車上狙いの被害防止

- ・ 自動車を駐車するとき、エンジンキーを抜き、ドアロックをしましょう。
- ・ また、防犯装置を付けるようにしましょう。



- ・ 車内に現金や貴重品などを置いたまま車から離れるのはやめましょう。

● 自転車・オートバイ盗の被害防止

- ・ 自転車やオートバイから離れるときは、短時間でも必ず鍵を掛け、ワイヤー錠などの丈夫な補助錠を活用しましょう。

● 女性に対する犯罪の被害防止

- ・ 夜間の一人歩きは特に気を付け、明るく人通りの多い道を選びましょう。
- ・ 歩きながらのスマートフォン操作や携帯電話、音楽プレイヤーの使用は不審者に狙われやすくなり、危険なのでやめましょう。

● 侵入犯罪の被害防止

- ・ 玄関や窓は、防犯性能が高い施錠器具に取り替えたり、補助錠を取り付けたりしましょう（ワンドア・ツーロック）。
- ・ 短時間の外出時でも必ず戸締まりをしましょう。また、在宅中でも施錠しましょう。
- ・ 家の周りは夜間でも明るく、見通しの良い環境にし、センサーライトや警報装置などの防犯器具を活用しましょう。

歳末防犯キャンペーンを実施します

とき 12月9日(土)、午前10時～正午

ところ エコール・ロゼ1階アトリウム広場

問い合わせ 富田林警察署
☎ (25) 1234

青色防犯パトロール活動助成金 をご活用ください

本市では、安全・安心なまちづくりの推進を目的として、市職員による青色回転灯パトロールカーの運行を実施しています。

※詳しくは、お問い合わせください。

333 問い合わせ 総務課（内線）

また、子どもの安全を見守るため、青色回転灯を装備した車両を用いて、下校時などに自主的に防犯パトロールを実施している団体に対して「青色防犯パトロール活動助成金」を交付しています。

対象とする団体、対象経費、助成金額は下表のとおりです。

青色防犯パトロール活動助成金の交付要件	
助成対象団体	
・ 市内において、大阪府警察本部から「自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けていること。 ・ 活動拠点を市内に置くこと。 ・ 1年以上継続して青色防犯パトロールを実施すること。 ・ 下校時の青色防犯パトロール活動を週に5日以上実施し、かつ、地域の実情に応じて登校時および平時の青色防犯パトロールを実施すること。	
助成対象経費	
青色防犯パトロール活動事業の実施に直接必要な経費であって、燃料費、修繕料、消耗品費、駐車場賃借料、車両リース料および自動車保険料とする。	
助成金額	
1団体（1小学校区当たり1団体とする）につき年間50万円を限度とする。	

防災用発電機などを購入

宝くじの社会貢献広報事業として、（一財）自治総合センターが実施している、「コミュニティ助成事業」の助成を受け、富田林町自主防災会では、発電機や投光器、チェーンソー、テントなどの防災資機材を購入

しました。

今後、これらの防災資機材は、地域での防災活動や災害時などいざというときの救助活動などへの活用が期待されます。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎ (23) 1125



すばるホール芸術文化助成事業 をご活用ください

～30年度より対象期間が変更になり、
通年(1年間)での募集となります～

本市における芸術文化活動の振興と活性化を図ることを目的に、市内の芸術文化活動団体が実施する創造的かつ自主的な芸術文化活動を支援・助成します。

なお、30年度は、通年(1年間)での募集となります。それに伴い、募集期間も変更となりますので、ご注意ください。

対象団体 本市に拠点を置き、すばるホールを利用した芸術文化活動を実施する団体
助成金額 上限20万円(対象経費から収入を控除した3分の2以内の金額)
対象期間 30年4月～31年3月に実施する事業
申し込み 12月1日(金)～30年3月2日(金)に、すばるホール(☎25)0222へ※申し込み方法など詳しくは、すばるホールホームページ(<http://subaruhall.org/>)をご覧ください。



本市では、20歳を迎えた新成人の皆さんの門出を祝って、成人式を開催します。

とき 30年1月8日(祝)、午前10時30分～

ところ すばるホール

対象者 平成9年4月2日～10年4月1日に生まれた人
※対象者には、案内状を郵送しています。届いていない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 生涯学習課(☎26)8056

マイナンバーの情報連携とは

マイナンバー法に基づき、これまで行政の各種事務手続きで添付する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。



11月13日より、マイナンバー制度による情報連携の本格運用が開始されました。これに伴い、これまで申請時に窓口で提出していただいていた書類が一部不要となります。

マイナンバーの情報連携

各種事務手続きに必要な
添付書類が一部不要となります



添付書類が一部不要となる手続き	担当課
・児童手当に関する申請 ・児童扶養手当に関する申請 ・特別児童扶養手当に関する申請	こども未来室 (内線203)
・未熟児養育医療費の給付の申請	福祉医療課 (内線163)
・転入時の要介護または要支援の認定の申請	高齢介護課 (内線178)
・非自発的失業者に関する国民健康保険料の軽減の申請	保険年金課 (内線150)
・市営住宅の入居等に関する申請	住宅政策課 (内線437)

対象となる主な事務手続きは左表のとおりです。

※添付不要となる書類については、各担当課へお問い合わせください。

マイナンバーカード の日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 12月3日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

障がい者理由とする差別の解消に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、28年4月に施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

■障がいを理由とする差別とは

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

・不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは「不当な差別的取り扱い」になります。

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者ともに「不当な差別的取り扱い」をすることは禁止されています。

・合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、その人の障がいに合った必要な工夫をすることが「合理的配慮」です。

重い負担がないのに合理的配慮をしないことは差別になります。

国や地方公共団体などの行政機関は「合理的配慮」を必ずしなければなりません。民間事業者は「合理的配慮」をするように努めなければなりません。

■国や地方公共団体の取り組み

国では、差別解消に関する施策を総合的かつ一体的に実施するための基本方針・対応指針が策定されています。

また、府では、何が差別にあたるのか、望ましい合理的配慮の具体例などを記載したガイドラインが策定され、「府障がい者差別解消条例」も施行されました。

本市においても「職員対応要領」を策定し、職員一人一人が障がいへの理解を深め、誰もが暮らしやすい共生社会をめざした取り組みを進めています。

問い合わせ 障がい福祉課（内線192）

障がい者の福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に対して、

12月3日～9日は

障がい者週間

～共生社会の実現をめざして～

積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日～9日は「障がい者週間」と定められています。

本市では、身体障がい者福祉協会をはじめ、関係機関が協力し、街頭啓発活動などを実施します。

知的・発達・精神障がいのある人は、外見からは分かりにくく、人との関わり合いやコミュニケーションが苦手という人が多く見られます。

障がいのある人への対応は、「ゆつくり」「ていねいに」「くりかえし」を基本とし、みんなで障がい者を特別視しない心のバリアフリー社会をめざしましょう。

障がい者相談員制度のご利用を

本市では、障がい者やその家族から福祉などに関する相談を受け、必要な助言をする同制度を実施していますので、気軽にご利用ください。

相談員は、次の皆さんです。

肢体障がい関係

○田畑 耕作さん（錦織南）

○西田 卓司さん（清水町）

○川口 貞代さん（甲田）

○竹野 恵美子さん（楠町）

（☎25）2714

聴覚障がい関係

○栗栖 美鈴さん（桜ヶ丘町）（☎・FAX）241587

○北野 隆雄さん（藤沢台）

（☎・FAX）292448

視覚障がい関係

○中井 美代子さん（若松町西）（☎）235740

知的障がい関係

○宮崎 幸美さん（別井）

（☎）242461

○井上 節子さん（須賀）

（☎）545630

精神障がい関係

○山本 順子さん（NPO法人草志庵）（☎）707673

○山本 勝子さん（寿町）

（☎）090（9620）7419

問い合わせ 障がい福祉課（内線192）

大阪ろうあ者
成人式にご参加を

（公社）大阪聴力障害者協会と大阪市聴言障害者協会では、府内在住のろうあ者を対象に、成人式を開催します。

とき 30年1月7日（日）、午後1時～5時

ところ 府谷町福祉センター（大阪市中央区谷町五丁目4の13）

対象者 平成9年4月2日～10年4月1日に生まれた人

参加費 無料

申し込み 30年1月5日（金）までに、電話またはファクスで住所、氏名、生年月日、大阪聴力障害者協会事務局（☎06（6761）1394・FAX06（6768）3833）へ

こだわりの逸品 新たに2商品を 富田林ブランド 商品に認定

富田林商工会では、富田林ブランド認定委員会を設置し、富田林ならではの魅

力ある産品を独自の基準で「富田林ブランド」として認定しています。

今年度、

第13回同認定委員会を開催し、新たに2商品

が認定されました。認定された商品は次のとおりです。



とんだばやしブランド

- ①「いっちゃんバーム」(お菓子の夢工房樹)
- ②「とんだばやしなすケーキ」(拓共同作業所)

●富田林ブランド認定商品の販売コーナーをご利用ください

富田林ブランド認定商品を集めた販売コーナーが、きらめきファクトリー「(24)5500」にありますので、ぜひご利用ください。※詳しくは、同ブランドホームページ <http://www.w.tonsho.or.jp/tondabayashi-brand/> をご覧ください。

問い合わせ 富田林商工会
内同委員会事務局 (☎25) 1101

物品の買い入れ、修理および売り払いと管理等業務の入札参加資格審査申請を追加受け付け

本市では、30年度の物品の買い入れ、修理および売り払いと管理等業務(上下水道事業を含む)の入札参加資格審査申請を追加受け付けします。

提出要領の配布 12月1日(金)～(土・日曜日、祝日、12月29日(金)～30年1月3日(水)を除く午前9時～午後5時30分)、契約検査課で配布

※市ウェブサイトの各課のページ「契約検査課」(用度係・入札参加資格申請の物品等)からダウンロードもできます。

提出方法 30年1月15日(月)～19日(金)(消印有効)に、提出要領に基づき作成した書類を郵送(一般書留・簡易書留郵便)、または宅配便で契約検査課へ(持参不可)

資格有効期間 30年4月1日(日)～31年3月31日(日)の1年間

問い合わせ 契約検査課(内線478、479)

すばるホールでのレストラン業務ならびに ケータリング業務の事業者を募集します

すばるホールを利用される人への一層のサービス向上をめざして、すばるホール1階のレストラン業務ならびに館内パーティーなどへのケータリング業務の事業者を企画提案方式により募集します。

申し込み 12月12日(火)～30年1月23日(火)(休館日を除く、午前9時～午後5時)に、すばるホールで配布する募集要項に従い、30年1月23日(火)(休館日を除く、午前9時～午後5時)までにすばるホール(☎25)0222)へ

※募集要項はすばるホールホームページ(<http://subaruhall.org/>)からダウンロードもできます。

不育症治療費助成事業のご利用を

～申請期限にご注意ください～

本市では、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、4月より不育症治療費の助成を実施しています。

不育症とは、妊娠はするけれど、流産・死産などを繰り返してしまう病気で、一般的に2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。

不育症は、珍しい病気ではなく、早い段階で適切な診断や治療を受けることで85割以上という高い治療効

果が得られ、出産できるといわれています。不育症治療費の助成を受けるためには、申請が必要です。

申請方法や申請期限など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイト各課のページ「健康づくり推進課(保健センター)」を閲覧ください。また、申請書も同ページからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター
(☎28)5520

特定不妊治療費助成制度

特定不妊治療の過程における、男性不妊治療に要した費用の一部も助成の対象です

本市では、特定不妊治療に要する費用の負担軽減を図るため、府などが実施する同助成制度の承認を受けた、本市に住民登録をしている夫婦を対象に助成金を交付しています。

同助成制度の内容や申請方法など詳しくは、お問い合わせ

合わせいただくか、市ウェブサイト各課のページ「健康づくり推進課(保健センター)」を閲覧ください。また、申請書も同ページからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター
(☎28)5520

市プレママ・ハッピーライフサポート事業

妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています



妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りします。
対象者 申請時点で次の条件を全て満たす人
 ◆本市に住民登録をしている人
 ◆29年4月1日以降に、本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人

お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品など3万円相当分の品物
 ※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。
申請の受け付け 30年3月30日(金)まで(妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください)
 ※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「都市魅力創生課」をご覧ください。
問い合わせ 都市魅力創生課(内線423)

国の教育ローン

日本政策金融公庫

同ローンは、高校・大学などへの入学時や在学中に必要な費用を対象とした公的な融資制度です。

融資額 生徒・学生一人当たり350万円以内
返済期間 15年以内
金利 年1・76割(固定金利、29年11月10日現在)
 ※返済方法や申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ 教育ローンコールセンター ☎ 0570(008)656

ひとり親家庭を支援しています！

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、次の給付金を支給し、ひとり親家庭を支援しています。

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人
 ※29年4月より、雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格者も対象となりました。

対象講座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座

支給額 対象講座の受講のために支払った費用(入学金および受講料に限る)の60%を支給

※支給額の上限は20万円です。ただし、支給額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません。

※雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格者は、雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

※同事業利用には、受講開始前の事前相談と対象講座の指定申請手続きが必要になります。また、指定講座受講終了後に支給申請が別途必要です。詳しくは、お問い合わせください。

母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

給付金の種類

①訓練促進給付金 支給期間の上限は3年間で、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝月額10万円

◆市・府民税課税世帯＝月額7万5000円

②修了支援給付金 各資格の養成課程修了後、次の金額を支給

◇市・府民税非課税世帯＝5万円

◇市・府民税課税世帯＝2万5000円

※同事業利用には、事前相談が必要になります。

※修業年限が1年以上の養成機関において修業する場合のみ対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対象者 市内在住のひとり親家庭の親または児童で、申請者が児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

給付金の種類

①受講修了時給付金 受講後に、対象講座の受講のために支払った費用(入学金および受講料に限る)の20%を支給
 ※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません。

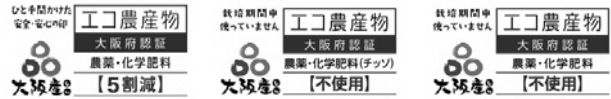
②合格時給付金 合格後に、対象講座の受講のために支払った費用(入学金および受講料に限る)の40%を支給

※①と②を合わせた支給額の上限は15万円です。

※同事業利用には、受講開始前の事前相談と申請手続きが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ こども未来室(内線206)

大阪エコ農産物認証制度 の申請を受け付け



本市では、府と連携して大阪エコ農産物認証制度を推進しています。

同制度では、農業と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、右図の認証マークを出荷容器や包装物、または直接表示することができます。め、栽培者は、これを活用して農産物の商品価値を高めることができます。

認証を受けるためには申請が必要で、30年1月申請分を30年1月4日(木)～19日

(金)土・日曜日、祝日を除く)に、農業振興課で受け付けます。

対象となる農作物は、市内で生産される米、大豆、野菜、果樹、花卉(観賞用植物)の内、府が定める77品目で、1農作物・1区画当たり1ヘクタール以上の栽培面積が必要です。また、申請日以降に栽培を開始し、30年4月1日(日)以降に収穫する農作物が対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

※年に2回申請期間があり、30年7月にも申請を受け付けます。

問い合わせ 農業振興課内市エコ農産物推進協議会(内線445)、南河内農と緑の総合事務所農の普及課(☎(25)1131)

声の広報、点字広報のご利用を

市では、毎月の広報とんだばやしの主な内容を、往復90分のカセットテープやデジタイズ用録音CDに吹き込んだ「声の広報」を発行しています。

目の不自由な人など、文字の読めない人がご近所、知人にあらましたら、この制度を知らせてあげてください。

費用 無料
申し込み 情報公開課(内線326)へ
市社会福祉協議会では、毎月の広報を点訳した「点字広報」を発行し、希望者に郵送しています。

また、市役所1階総合案内窓口にも備えて付けていますので、ご利用ください。

問い合わせ 同協議会(☎(25)8200)

配信メニュー

- 重要なお知らせ
- 子育て・行事
- 子育て・手続き
- 健康・予防接種
- 健康・妊婦・乳幼児
- 健康・成人健診
- 高齢福祉
- 障がい福祉
- 観光イベント
- 交通安全・公共交通
- 税
- 水道
- 選挙
- 衛生
- 地域福祉
- 人権・男女共同参画
- 公民館講座・イベント
- 防犯



とんだばやしメールで登録を

本市では、メール配信サービス「とんだばやしメール」を運用し、市民の皆さんの暮らしに役立つさまざまな情報を配信しています。

このサービスは、携帯電話またはパソコン・スマートフォンのメールアドレスをご自身で登録していただくことにより、配信メニュー(上表参照)の中から

らご希望の情報を受け取っていただくものです。

携帯電話での登録方法は左表を、パソコンなどでの登録方法は市ウェブサイトをご覧ください。

※登録は無料ですが、受信にかかる通信料は利用者負担となります。

なお、災害時などで緊急にお知らせする情報がある場合には、全ての登録者に対して一斉にメールを配信することがあります。

問い合わせ 情報公開課(内線326)

携帯電話からの登録方法

①空メールを送る 携帯電話からこのアドレス [tonda@emp.ikkr.jp] に、空メール(件名・本文には何も入力しない)を送信してください。右図のQRコードも利用できます。

※メール受信制限を設定されている場合、とんだばやしメール [tondabayashi-mail@city.tondabayashi.osaka.jp] の受信制限を解除してから登録してください。



②仮登録完了メールが届く 仮登録完了メールが届いたらメール本文のURLから登録画面にアクセスします。

③サービス利用規約の確認 サービス利用規約が表示されるので、確認事項を読み、画面下の「同意する」を選択します。

④配信を希望するメニューを選択 メニュー選択画面が表示されるので、配信を希望する項目にチェックを入れ、「次へ」を選択します。

⑤登録内容の確認 登録した内容を確認し、「登録」を選択します。

⑥登録完了 登録完了画面が表示されます。

⑦本登録完了メールが届く しばらくすると本登録が完了したことを知らせるメールが届きます。これで登録が完了しました。登録の確認・変更・解除をされる場合は、再度空メールを送信してください。

電気火災に注意 しましょう！

空気が乾燥し、寒さが厳しくなる季節になり、全国的に電気ストーブや電子レンジを出火原因とする火災が増加しています。

次の点に注意して電気火災を起こさないようにしましょう。

●電気ストーブを使用するときの注意

- ・外出するときや寝る前には必ず消す
- ・燃えやすい物は近くに置かない

本市の省エネおよび節電への取り組み

本市では、日頃から市役所の省エネおよび節電対策として、消灯の励行や冷暖房温度の適正管理に努めています。

また、冬季（12月1日(金)～30年3月31日(土)）の省エネおよび節電対策として、ウォームビズの推奨やエレベーターの使用制限などに取り組んでいます。

市役所の他、公共施設においても省エネおよび節電対策に取り組んでいますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

地球温暖化防止月間 ～温室効果ガスの削減を実施！～

12月は地球温暖化防止月間です。地球温暖化防止のため、日常生活において温室効果ガス（二酸化炭素など）の発生を抑える、「地球にやさしい省エネライフ」を実践しましょう。

■家庭でできる地球温暖化対策

- ・暖房は20℃を目安に設定しましょう
 - ・テレビを見ないときは消しましょう
 - ・買い物の際は、買い物袋を持ち歩きましょう
 - ・電化製品の主電源は小まめに切りましょう
 - ・シャワーを1日1分節水しましょう
 - ・夜中は、炊飯ジャーの保温機能の使用をやめましょう
 - ・お風呂の残り湯は洗濯に使いましょう
 - ・車を利用するときは、アイドリングをやめましょう
 - ・車の使用を控え電車、バス、自転車を利用しましょう
 - ・家族団らんの時間を持ちましょう（家族が別の部屋で過ごす、照明や暖房などのエネルギー使用量が多くなります）
- ※これらの対策は、温室効果ガスの削減だけでなく、節電対策にもつながりますので、皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

消費のサポーターを 派遣します

近年、高齢者などの消費生活における弱者を狙った悪質な商法が増加しています。そのような商法に騙されないようにするため、老人会や自治会などの集まり（10～50人）に「消費のサポーター」を派遣し、悪質な手口の内容とその対策、注意点などの情報を提供します。

南河内環境事業組合第1清掃工場（ごみ焼却場）から排出される排出ガスや周辺地域の大気、土壌に含まれているダイオキシン類濃度について、8月8日に地元住民立ち会いのもと測定しました。

同清掃工場の排出ガス1立方メートル中のダイオキシン類濃度の測定結果は、0・12（12年1月15日）の1000ピコグラと比べて、0・6（12年1月15日）の0・6ピコグラを下回っています。

また、周辺土壌1グラムのダイオキシン類濃度の測定結果は、同清掃工場内南側地点で0・16ピコグラとなっており、土壌環境基準値（12年1月15日）の1000ピコグラと比較するとかなり低い数値となっています。

問い合わせ 南河内環境事業組合（☎ (33) 6584）

南河内環境事業組合

ダイオキシン類 測定結果

ナノグラ（1ナノグラは、10億分の1グラ）で、国の排出基準値（14年12月）の1ナノグラを下回っています。

年末年始の犬および猫の引き取り

府動物愛護管理センター（羽曳野市尺53の4）における、年末年始の犬および猫の引き取り業務は、次のとおりです。

年末12月25日(月)まで
年始12月30日(金)～1月10日(金)から

問い合わせ 同センター（☎ 072 (958) 8212）

12月4日～10日は

人権週間

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

国際連合では、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、法務省および全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日と

する1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思考の普及高揚に努めています。この機会に、全ての人が互いに理解し、尊重し合えるよう人権認識を高めま

しょう。
また、障がいの有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、あらゆる人がさまざまな場面で参加、協働できる社会を築いていきましょう。
本市では、同週間に合わせて、人権擁護委員による特設人権なんでも相談や街頭啓発などを実施したり、すばるホールで、「2017とんだばやし人権フェア」を開催したりします。
問い合わせ 人権政策課（内線472）

特設人権なんでも相談

とき 12月8日(金)、午後1時～4時

ところ 市役所地下904会議室（当日、直接会場へ）

※当日は、電話でも相談できます（内線544）。

問い合わせ 人権政策課（内線472）

金剛公民館人権週間映画会

人権週間に合わせて、元ハンセン病患者の女性が尊厳を失わず懸命に生きようとする姿を丁寧に描いた感動の人間ドラマ『あん』を上映します。映画を鑑賞しながら、人権について考えてみませんか。

とき 12月9日(土)、午後2時～ ※上映時間113分。日本語字幕あり。

ところ 金剛公民館 **定員** 100人（当日、直接会場へ） **入場料** 無料

問い合わせ 金剛公民館 ☎(28)1121

第34回部落解放富田林教育・人権研究集会

とき 12月10日(日)、午前9時30分～正午（午前9時～受け付け）

内容など

①第1分科会＝北口 末廣さん（近畿大学教授）による講演「部落差別解消推進法の意義と課題」

②第2分科会＝時岡 滋樹さん（(公社)大阪聴力障害者協会）による講演「聴覚障がい者たちの願い」と、ドキュメンタリー映画『段また段を成して』の上映

③第3分科会＝向井 啓太さん（映画監督）による講演「児童養護施設について考える」と、ドキュメンタリー映画『チョコレートケーキと法隆寺』の上映

※①②は人権文化センター、③は児童館で開催。

定員 ①～③各80人（当日、直接会場へ）

※無料保育あり（12月7日(木)までに要予約）。

参加費 1000円（資料代、当日徴収）

問い合わせ 市人権協議会内第34回部落解放富田林教育・人権研究集会実行委員会事務局 ☎(24)3700・☎(25)5952

2017 とんだばやし人権フェア

～来て、観て、語って、
みんながひとつに！～

「人権週間」にあわせて、同フェアを開催します。
映画『みんなの学校』の上映や子ども食堂のメニューの試食会をはじめ、市民活動団体やサークルによる音楽、踊りなどの発表、小学生人権ポスター表彰式、「私（たち）の大切なもの」写真展などさまざまな催しを実施します。
とき 12月9日(土)、午前10時～午後3時

ところ すばるホール4階 銀河の間
内容など
◆オープニング・団体発表（午前10時～11時20分）
・ゴスペルコンサート（出演 Human Rights Voices はつぴいクワイヤ）
・市民活動団体による民踊、合気道演武、ダンスなどの発表
◆小学生人権ポスター表彰式（午前11時25分～正午）
◆市内で実施している子ども食堂のメニューの試食会（正午～）
※定員50人、参加費1000円。
◆講演会・映画上映（午後0時30分～2時30分）
・中尾 安余さん（一社）子どもの居場所まーる理事による講演会
・映画『みんなの学校』の上映
◆交流会（午後2時35分～3時）
※映画鑑賞後、感じたことや思ったことを共有する交流会を実施します。
◆ヒューマンメッセージ「私（たち）の大切なもの」写真展（午前10時～午後3時）
参加費 無料
※当日、直接会場へ。
問い合わせ 人権政策課（内線472）

「ほっとけない」 「なんとかしようや」

～地域で子どもを見守ろう～

●子どもの権利条約 の4つの柱

子どもの人権については、

戦争や貧困などで苦しんでいる子どもたちが世界中に多数いる現実のもと、1989年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的として「子どもの権利条約」が採択されました。日本も1994年にこの条約を批准し、子どもの人権問題の解決に積極的に取り組んでいます。

子どもの権利条約は、主に「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の大きく4つの柱から構成されています。

●安心して過ごせる居場所を

昨年、本市が小学5年生と中学2年生を対象に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、「放課後、ひとりでいる」と答えた子どもの割合が2割近くに

なっています。食事に関しては、家の大人と週2～3日以下しか一緒に食べていない子どもの割合が夕食で1割、朝食に至っては4～5割みられます。

また、「何らかの悩みを持つている」と答えた子どもは7割近くに及び、中には悩みを持ちながらも「誰にも相談できない」「誰にも相談したくない」という子どももいることが分かりました。

この結果から、子どもの孤食を防ぐだけでなく、悩みも相談できる子ども食堂のような、地域で安心して過ごせる居場所が子どもたちにとって必要であるといえます。

●地域の大人とのつながりで

子ども食堂では、友達同士で誘い合

い、みんなで和気あいあいとご飯を食べたり、宿題をしたり、地域の大人と一緒に文化活動をしたりしています。



社会では「子ども食堂」

「貧困」のイメージが根強く、敬遠されがちですが、実際は多くの子どもたちの居場所となっています。

本市では、今年6月に子ども食堂を実施する団体の運営を補助する「子ども食堂補助金」を創設しました。市・社会福祉協議会・市民公益活動支援センターの三者が一体となって、子どもの居場所づくりへの支援を実施しており、12月現在、市内で5団体が補助金を活用して子ども食堂を運営しています。

●自分を認めてくれる人がいる

子どもたちには、「そこに行けば誰かがいる」「何か楽しいことがある」「自分の存在を認めてくれる人がいる」といった安心できる居場所が必要であり、そこでは自分の感情を出すことができましたり、大人との関わりの中で社会性を身に付けたりすることが出来ます。

一方、大人は子どもの日常の様子からちよつとした変化を見逃さないようにすることで、教育や福祉につながることで、支援の輪を広げることが出来ます。

●一人一人の強みを生かして

子ども食堂は、子どもの

権利条約の柱である4つの権利を保障するものであるといっても過言ではありません。

このように子どもたちが安心して居場所を地域や大人が作ることで、子どもたちは人との接し方や社会においてのつながりを学び育っていきます。

わたしたち一人一人ができることは限られています。が、それぞれの強みやできることを生かし、地域コミュニティとして子どもたちを支えていくことができれば、子どもたちの安心・安全につながります。地域で見守り、子どもたちの笑顔を育みましょう。

問い合わせ 人権政策課 (内線472)

子ども支援サポーター募集中

市内で運営されている子ども食堂への支援など、子どもたちに「何かしたい」「何か力になれることはないだろうか」と思われたら、子ども支援サポーターへ登録をお願いします。

将来を担う子どもたちに何が出来るかを考えてみませんか。

問い合わせ 市社会福祉協議会 ☎(25)8200

